

石川県地域連携薬剤師共育プログラム実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、石川県において薬剤師が不足する地域・医療機関等における薬剤師の確保と、対象薬剤師の能力の開発・向上の両立のため、複数の病院への就業により認定・専門資格の取得に必要な経験を得ることができるプログラム（以下、プログラムという。）を策定及び実施するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定・専門資格 医療職の専門性の向上を目的とし、通常その取得において高度な知識・技術や臨床経験が要求されている資格のうち、当県における医療提供体制を充実させる上で特に有効とされるもの
- (2) プログラム薬剤師 プログラムを受講する薬剤師
- (3) 基幹病院 薬剤師が高度な臨床能力を取得するにあたって、必要な経験を得ることのできる病院
- (4) 地域病院 慢性的に薬剤師が不足しており、かつ、対人業務の強化のため高度な臨床能力を取得した薬剤師を必要としている病院
- (5) 共育病院 基幹病院及び地域病院
- (6) コース 基幹病院、地域病院及び義務年限、プログラム満了までの基本的な就業スケジュール・資格取得スケジュールの組み合わせ
- (7) 義務年限 コースを満了するための就業期間
- (8) 職能団体 石川県薬剤師会及び石川県病院薬剤師会

(実施施設の指定)

第3条 共育病院の指定は、共育病院の指定を受けようとする病院からの申請により行う。

2 知事は、前項の申請について指定の適否を審査し、指定を行った場合、これを申請者に通知する。

(実施施設の指定の取消)

第4条 知事は、共育病院が次の各号いずれかに該当すると認める場合には、前条における指定を取り消すことができる。

- (1) 指定の要件を欠いた場合
- (2) 実施施設より、指定の辞退について申し出があった場合
- (3) その他、指定の継続が適当ではないと認められる場合

(認定・専門資格の指定)

第5条 県は、対象とする認定・専門資格を指定する。

(プログラム薬剤師の登録)

第6条 プログラム薬剤師の登録は、プログラム薬剤師になろうとする者の登録の申請により行う。

2 知事は、前項の申請について登録の適否を審査し、登録を行った場合、これを申請者及び申請者が籍を置く共育病院に通知する。

(プログラム薬剤師の登録の消除)

第7条 知事は、プログラム薬剤師が次の各号いずれかに該当すると認める場合には、前条における登録を消除することができる。

- (1) プログラム薬剤師の登録を辞退する旨の申出があったとき
- (2) 第9条に定めるプログラムの満了の要件を満たすことが困難となった場合
- (3) 義務年限期間に連続6カ月又は通算1年間休職した場合
- (4) その他、登録の継続が適当ではないと認められる場合

(コースの策定等)

第8条 コースは、次の各号に掲げる要件を全て満たすものでなくてはならない。

- (1) 義務年限期間は受講開始日から起算して6年間以上とし、9年間を超えるものであってはならない。
 - (2) 義務年限期間における、地域病院における総就業日数が基幹病院における総就業日数以上となるものでなくてはならない。
 - (3) プログラム薬剤師が義務年限期間に、新たに第5条に定める認定・専門資格のうち1以上取得が可能なものなくてはならない。
 - (4) プログラム薬剤師が義務年限期間に、コースで定められた共育病院に限定して就業するものでなくてはならない。
- 2 共育病院は、プログラムの要件を満たすコースを策定若しくは変更、又はプログラム薬剤師が受講を開始、離脱したときは、県に届け出なければならない。
- 3 プログラム薬剤師の就業条件や待遇、費用負担については、共育病院間で調整しなくてはならない。
- 4 共育病院は、関係者間の円滑な連携を進めるため、連絡・調整担当者（コーディネーター）を1人以上設置するものとする。
- 5 1つの共育病院が同時に運用できるコース総数は、県及び職能団体との協議においてコース総数の追加が認められた場合を除き、基幹病院にあつては3コースまで、地域病院にあつては2コースまでとする。いずれの病院も、同一の分野・領域にかかる同時に運用できるコース総数は2コースまでとする。

(プログラムの満了等)

第9条 プログラム薬剤師が、プログラムの満了をするには、次の各号に掲げる要件を全て満たさなくてはならない。

- (1) 前条第1項の要件を満たすコースを受講していること。
- (2) 義務年限期間の地域病院における総就業日数が、基幹病院における総就業日数以上となっていること。
- (3) 義務年限期間に、新たに第5条に定める認定・専門資格を1以上取得していること。

(4) 義務年限期間に、コースで定められた共育病院以外に就業していないこと。

- 2 共育病院は、プログラム薬剤師が前項の要件を全て満たした場合においては、県に満了の報告を行わなくてはならない。
- 3 県は、前項の報告を受けたときは、確認を行い、その結果を共育病院及びプログラム薬剤師に通知するものとする。
- 4 プログラムが満了した者は、当面の間、県の求めに応じて就業状況を報告しなくてはならない。

(関係者との協力)

第10条 共育病院、大学及び職能団体は、第1条の目的を達成するため、当プログラムが円滑に実施されるように、相互に協力するよう努めるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、プログラムの策定及び実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

石川県地域連携薬剤師共育プログラム実施要領

第1 趣旨

石川県地域連携薬剤師共育プログラムの実施については、石川県地域連携薬剤師共育プログラム実施要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に基づき適正に実施するものとする。

第2 プログラム実施方針

このプログラムは、石川県において薬剤師が不足する地域・医療機関等における薬剤師の確保と、薬剤師の能力の開発・向上の両立の実現を目的として実施するものである。

2 プログラムの開始後、5年間に20名程度のプログラム薬剤師の登録を目標とする。なお、5年目を目途に目標の再検討を行う。

第3 要件

1 認定・専門資格

認定・専門資格は別表1に定めるところによる。

2 共育病院

共育病院は別表2の要件を満たす病院のうち、その指定を受けようとする者の申請により行う。

3 プログラム薬剤師

プログラム薬剤師になろうとする薬剤師は、共育病院に籍を置かなければならない。なお、過去にプログラム薬剤師として登録されたことのある者が再度登録を受けることはできないものとする。

第4 事業実施の手続き

事業実施にあたり共育病院（共育病院の指定を受けようとする病院を含む）、及びプログラム薬剤師（プログラム薬剤師になろうとする薬剤師、離脱者、満了者を含む）が行う手続き及び提出する書類の種類、期日、提出先は、別表3によるものとする。

第5 関係者との情報共有及び協議

プログラムの円滑な実施やコースの策定にあたっては、共育病院、プログラム薬剤師、職能団体、大学の情報共有が不可欠であることから、必要に応じてこれら関係者間で情報共有及び協議するものとする。

第6 事務取扱

実施に係る事務取扱は、健康福祉部薬事衛生課が行うものとする。

第7 雑則

この要領に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表1 (認定・専門資格一覧)

分野・領域	名称	認定団体
悪性腫瘍	がん専門薬剤師 がん指導薬剤師	日本医療薬学会
	がん薬物療法認定薬剤師 がん薬物療法専門薬剤師	日本病院薬剤師会
	外来がん治療認定薬剤師 外来がん治療専門薬剤師	日本臨床腫瘍薬学会
	緩和薬物療法認定薬剤師 緩和医療専門薬剤師	日本緩和医療薬学会
感染症	感染制御認定薬剤師 感染制御専門薬剤師 H I V感染症薬物療法認定薬剤師 H I V感染症専門薬剤師	日本病院薬剤師会
	抗菌化学療法認定薬剤師	日本化学療法学会
	登録抗酸菌症エキスパート 認定抗酸菌症エキスパート	日本結核病学会
	I C D	I C D制度協議会
腎疾患	腎臓病療養指導士	日本腎臓病協会 日本腎臓学会 日本腎不全看護学会 日本栄養士会 日本腎臓病薬物療法学会
	腎臓病薬物療法単位履修了薬剤師 腎臓病薬物療法認定薬剤師 腎臓病薬物療法専門薬剤師	日本腎臓病薬物療法学会
循環器疾患	心不全療養指導士	日本循環器学会
	循環器病予防療養指導士	日本高血圧学会 日本循環器病予防学会 日本動脈硬化学会 日本心臓病学会
内分泌・代謝疾患	日本糖尿病療法指導士	日本糖尿病療養指導士認定機構
精神疾患	精神科薬物療法認定薬剤師 精神科専門薬剤師	日本病院薬剤師会
産科・婦人科疾患	妊婦・授乳婦薬物療法認定薬剤師 妊婦・授乳婦専門薬剤師	日本病院薬剤師会
小児科疾患	小児薬物療法認定薬剤師	日本薬剤師研修センター
へき地医療及び在宅医療	N S T 専門療法士	日本臨床栄養代謝学会

別表 2 (指定する病院の要件)

	基幹病院	地域病院
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ a～c 全てを満たす a. 薬剤師数 > 法定基準員数 + 2 b. 薬剤師数 > 病棟数 c. 許可病床数 \geq 200 床 ※薬剤師数は、常勤換算後の薬剤師数をいう。	<ul style="list-style-type: none"> ・ a～c の全部又は一部を<u>満たさない</u>
2	(一般病床を有する病院に限り適用) 院外処方率 \geq 70%	※過去3カ月のうち、最低月の値
3	後発品置換率(入院にかかるもの) \geq 60%	※過去3カ月のうち、最低月の値
4	許可病床数 50 又はその端数を増すごとに、薬局内で勤務する非薬剤師を 5 人・時間/週以上配置している (100 床以下の場合は 10 人・時間/週以上)	
5	業務効率の向上に関する設備が複数導入されている	
6	プログラム薬剤師を教育・研修できる体制が整っている (養成機関の指定・教育者・設備・症例数等)	地域医療の現状について教育できる
7	—	病棟薬剤師業務の強化に取り組んでいる (又は、その予定である)
8	—	医療系資格の取得 (更新) に対する支援がある
9	—	(d～k の中から、薬剤師関連で 4 項目以上該当。いずれも前年 4 月以降に実施したものに限る。) <ul style="list-style-type: none"> d. 病院ホームページでの募集案内を掲載している e. 職業紹介所 (WEB) で募集している (3 紹介所以上) f. 新聞や情報誌に求人広告を掲載している (年計 2000 部以上) g. 就職フェア (社会人・大学生向け) へ出展している h. 50 以上の薬学部への求人情報の提供 (金沢大学と北陸大学を含むこと) i. 修学資金に関する独自制度 (貸与・返済支援等) を設けている j. 薬学部 6 年生に対して 4 月末日までに採用エントリーを開始している (通年募集可) k. インターンシップ・職場見学 (リモート可) の実績が 1 名以上ある
10	—	(l～q の中から、薬剤師関連で 1 項目以上該当。) <ul style="list-style-type: none"> l. 初任給調整手当又は資格手当 (これらに相当するものを含む) の設定がある m. 完全週休 2 日制 n. 前年度における正規職員の年次有給休暇の平均取得日数が 10 日以上 o. 職員住宅 (社宅) ・ 独身寮の確保 p. 70 歳までの就業機会の確保 q. 院内保育所の設置

別表 3 (書類の提出期日・提出先)

手続	提出者	提出書類	提出期日	提出先
共育病院の指定の申請	共育病院の指定を受けようとする者	・石川県地域連携薬剤師共育プログラム共育病院指定申請書(様式1号) ・チェックリスト(必要に応じて補足する資料を添付)	随時	石川県知事(薬事衛生課)
コースの届出(策定、スケジュール等の変更)	基幹病院	・コース届出書(様式2号)	遅滞なく	石川県知事(薬事衛生課)
プログラム薬剤師の登録の申請	プログラム薬剤師になろうとする薬剤師	・プログラム薬剤師登録申請書(様式3号) ・履歴書(参考様式)	随時	共育病院を経由して石川県知事(薬事衛生課)
プログラムの届出(受講開始・満了・離脱)	プログラム薬剤師が籍を置く病院	・プログラム届出書(様式4号)	事由が発生した日から30日以内	石川県知事(薬事衛生課)
プログラム満了者の就業状況の報告	プログラムが満了した者	・就業状況報告書(様式5号)	県の求めに応じて	石川県知事(薬事衛生課)